

鶴見区こども青少年元気支援事業実施要綱

制 定 平成 24 年 9 月 3 日 鶴地振第 771 号（区長決裁）

最近改正 平成 28 年 8 月 15 日 鶴こ第 1481 号（区長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱に基づき、生活・学習支援、相談等を行う支援施設（以下「支援施設」という。）を設置し、鶴見区内に住所を有する世帯のうち、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭（生活保護受給世帯を含む）（以下「複合的課題を抱えた家庭」という。）に育つ子どもに対して必要な支援を実施する「鶴見区こども青少年元気支援事業」（以下「事業」という。）に関して必要な事項を定める。

2 この事業は、こども家庭支援課と生活支援課と連携して実施するものとする。

（実施主体）

第 2 条 この事業の実施主体は鶴見区（以下「区」という。）とし、支援施設の設置及び運営については、子ども及び子育て家庭への支援能力を有すると認められる法人等に委託して実施する。

2 運営する法人は横浜市寄り添い型生活支援事業実施要項第 3 条の要件を満たす者の中から区長が募集・選定する。

3 運営法人選定の効力は、最大で運営を開始してから 5 年目の会計年度の末日まで継続することができる。

4 下記の事項により運営することが適当でないと認める時、区長は法人の選定を取り消し、若しくは運営の停止を命じることができる。

(1) 区の指示に従わない時

(2) 補助金の不正受給があった時

(3) 児童虐待等により、児童及び保護者の信用を失墜した時

(4) 支援施設において、営利活動、宗教活動又は政治活動を行った時

(5) その他運営することが適当でないと区長が認める時

（協働による実施）

第 3 条 この事業は、区と本事業の運営を委託された法人（以下、「受託事業者」という。）が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。

（支援対象）

第 4 条 この事業の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 複合的課題を抱えた世帯の小学校又は中学校に就学している子で、支援施設を利用することで健全な育成が見込まれるもの
- (2) 前号に準ずる者で区長が必要と認めた者

(対象者の選定)

第5条 対象者の選定にあたっては、本人の学習意欲、支援の必要性、及び受託事業者の受入体制等を考慮した上で、区長が選定する。

(業務内容)

第6条 支援施設では、次の業務を行うものとする。

- (1) 学習の場の提供、学習の動機付け
- (2) 調理、片付け、掃除等の生活体験支援
- (3) 自立を支援するための情報提供、助言等による生活支援
- (4) 保護者に対する助言、生活支援のための情報提供
- (5) 子どもに関する相談業務
- (6) 関係機関との連絡調整
- (7) その他必要な支援

(指導員等の配置)

第7条 支援施設には、児童の育成に関する知識と経験を有する者のうちから、次の各号に掲げる職員（以下「指導員等」という。）を配置するものとする。

- (1) 施設長（常勤職員）

支援施設の責任者であり、支援方針の確認、他機関との調整を行う。

- (2) 指導員

子どもに対して、円滑に学校生活送るための支援及び生活体験を行い、保護者に対して、家庭訪問による生活支援、相談を行う。

- 2 利用する児童が1名以上いる場合は、指導員等を1名以上配置する。
- 3 受託事業者は、指導員等の氏名等を指導員等名簿（変更）届出書（第1号様式）により区長に報告しなければならない。指導員等に変更を生じた場合も同様とする。

(支援施設)

第8条 受託事業者は、次の各号の要件を満たす支援施設を区内に確保し、本事業を実施する。なお、施設の設置場所等については、あらかじめ区長に承認を得るものとする。

- (1) 鶴見区の現状に合致し、対象者が利用しやすい場所に設置すること。
- (2) 落ち着いて学習に取り組むことができること。
- (3) 家庭内での経験不足を満たす生活体験ができること。

- (4) 遊びや人との交流等を通じ、社会性を育むことができること。
 - (5) 良好な衛生環境と安全性、プライバシーが確保されていること。
 - (6) 本事業の実施に必要な設備を有すること。
- 2 前項各号に掲げる機能を一の建築物内に確保することが困難な場合には、二以上の建築物内に分けて、これらの機能を確保することができる。
- 3 支援施設は、子どもが安全かつ円滑に利用できるよう、原則として別表に定める基準を満たすものとする。ただし、子どもの安全のための必要な措置を講じる場合においては、この限りではない。
- 4 支援施設の名称は、「つるみ元気塾」とする。

(利用の申込)

- 第9条 支援施設の利用を希望する者は、利用申込書（第2号様式）により、受託事業者利用の申込をしなければならない。
- 2 前項の規定による利用申込を受けた受託事業者は、当該利用申込書を区長に提出するものとする。

(利用の決定)

- 第10条 区長は、前条第2項の規定により受託事業者から利用申込書の提出を受けたときは、支援施設の利用を希望する者が、第5条各号のいずれかに該当するかどうか及び支援施設の体制上受け入れが可能かどうか等を審査するものとする。
- 2 前項の審査の結果、利用を認めるときは利用承認通知書（第3号様式）により、利用を認めないときは利用不承認通知書（第4号様式）により、利用申込者あて通知するものとする。

(利用者情報の提供)

- 第11条 区長は、受託事業者が支援を行うのに必要な範囲で、利用者に関する情報を利用者情報提供書（第5号様式）により提供することができる。

(利用料)

- 第12条 支援施設の利用は無料とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、食事等を提供する場合の利用者の負担並びに施設内外で実施するイベントや第三者が実施するイベント等に参加する場合の参加費及び交通費等は、受託事業者があらかじめ区と協議したうえで、利用者に負担を求めることができる。

(支援内容の報告)

- 第13条 受託事業者は、利用者に対して行った支援の内容を支援内容報告書（第6号様式）

により区長に報告しなければならない。

(開所日数及び時間)

第 14 条 支援施設の開所は原則として、週 5 日以上とする。

- 2 休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を決め、休業日として定めなければならない。
- 3 前項の規定に基づき定めた休業日の他に、次の各号に掲げる日は休業日とすることができる。ただし、当該休業日が前項の規定に基づき定めた休業日にあたる時は、翌日が実施日であった場合には、その日を休業日とすることができる。
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
- 4 開所時間は、原則として午後 1 時から午後 6 時までとする。
- 5 前項の規定に関わらず、区長が必要と認めたときは、実施日及び実施時間を変更し、休業日及び実施時間外に事業を実施し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用期間)

第 15 条 支援施設の利用は 1 年間を限度とする。ただし、継続利用について区長が認めたときはこの限りでない。

(安全管理)

- 第 16 条 受託事業者は、日常、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。
- 2 受託事業者は、支援施設において事故等が発生した場合、速やかに事故報告書（第 7 号様式）により区長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第 17 条 区長及び受託事業者は、この事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(指導員等の責務)

第 18 条 指導員等は、その業務を行うに当たり、当該世帯に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。指導員等の業務に従事しなくなった後も同様とする。

(指導員等の身分証明書)

第 19 条 区長は、受託事業者の指導員等に対し、身分証明書（第 8 号様式）を交付するも

のとする。

- 2 指導員等は、その職務の遂行に際しては、常に身分証明書を携行し、請求があったときは提示しなければならない。
- 3 身分証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 4 指導員等は、受託事業が終了したときは、速やかに身分証明書を返却しなければならない。

(関係機関との連絡調整)

第 20 条 受託事業者は、この事業の実施に当たっては、区職員、その他関係する機関と連絡を密にして行うものとする。区職員、その他関係機関職員との間で、利用者世帯の状況を把握し、必要な支援を提供するためのカンファレンス等連絡調整を行うものとする。

(状況報告及び調査)

第 21 条 区長は、必要に応じて受託事業者に対して、本事業の状況報告の聴取及び調査を行うことができる。

(補則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、区長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則

この要綱は平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 12 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 28 年 8 月 15 日から施行する。

別表（第8条第3項）

施設	説明
ア 出入口	（屋外） 屋外への出入口の幅は90 c m以上とすること （屋内） 出入口の幅は80 c m以上とすること
イ 階段	けあげの寸法は18 c m以下とすること 踏面の寸法は26 c m以上とすること
ウ 便所	出入口の幅は80 c m以上とすること 車椅子使用者用便所又はその他の便所を設ける場合には、そのうちそれぞれ1か所以上には、手すりを設けること
エ その他	災害の際の避難経路を確保すること。

鶴見区こども青少年元気支援事業
利用申込書（新規・継続）

鶴見区長

私は、鶴見区こども青少年元気支援事業つるみ元気塾の利用について申し込みます。

◆申込者

申込記入日	平成 年 月 日		
申込者氏名			
住 所	〒 -		
電話番号	- -	携帯電話	- -

◆利用者

氏 名	性別	生年月日	学 校	備 考
		H	学校	
		H	学校	
		H	学校	

◆個人情報の取り扱いに関する同意

私は、鶴見区こども青少年元気支援事業つるみ元気塾の利用について、申込者ならびに利用者の事業実施に係る個人情報の取得・利用・提供することについて同意します。

氏 名 _____ 印

(※記名押印にかえて署名することができます。)

◆利用世帯構成

氏 名	性別	続柄	生年月日	職業・学校	備 考
			S・H		

◆支援内容

希望をする内容に レ点をチェックして ください。 施設までの交通費は 実費負担になります。	<input type="checkbox"/> 学習の場の提供、学習の動機付け <input type="checkbox"/> 調理、片付け、掃除等の生活体験支援 <input type="checkbox"/> 自立を支援するための情報提供、助言等による生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者に対する助言、生活支援のための情報提供 <input type="checkbox"/> 子どもに関する相談 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆利用内容について

利用時間	原則	平日月曜日から金曜日午後1時から午後6時まで
利用日数	原則	週3日まで（行事・イベントは、利用日数に含まない）
利用期間	原則	決定の日から1年間
利用料	無料	ただし、その他の飲食交通費等一部実費負担あり

第3号様式(第10条)

第 号
平成 年 月 日

様

鶴見区子ども青少年元気支援事業

利用承認通知書

鶴見区長

鶴見区子ども青少年元気支援業のつるみ元気塾の利用について次のとおり決定しましたので通知します。

利用者	氏名		生年月日	S・H 年 月 日
	住所			

利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
------	----------------------

第4号様式（第10条）

第 号
平成 年 月 日

様

鶴見区子ども青少年元気支援事業

利用不承認通知書

鶴見区長

鶴見区子ども青少年元気支援事業のつるみ元気塾の利用について次のとおり決定しましたので通知します。

利用者	氏名		生年月日	S・H 年 月 日
	住所			

不承認 の理由	1 定員の超過による
	2 その他（ ）

第5号様式（第11条）

鶴見区子ども青少年元気支援事業

利用者照会書

平成 年 月 日

鶴見区長

事業所長

鶴見区子ども青少年元気支援事業のつるみ元気塾の利用について申込みがありましたので、次のものについて照会します。

利用申込者 住所 〒 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

FAX _____

緊急連絡先 _____

	氏名	性別	続柄	生年月日	職業・学校	備考
利用世帯構成				S・H		
				S・H		
				S・H		
				S・H		
				S・H		
				S・H		
				S・H		

利用申込日

平成 年 月 日

利用者情報提供書

作成日		鶴見区担当者			
平成 年 月 日		課 ()			
住所					電話
続柄	氏名	性別	生年月日	職業・学校学年等	家族構成
			S・H		
既往症 (疾病、障害など)					
近隣との関係 (子育て協力者の有無など)					家庭状況 (家族関係)
福祉サービス (利用状況)					経済状況 (公的扶助)
特に必要な支援				その他	

支援内容報告書（平成 年 月分）

対象者 氏名 _____
 住所 _____

	利用年月日	利用時間	利用者	支援内容	担当	備考
1	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		
2	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		
3	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		
4	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		
5	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		
6	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		
7	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		
8	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		
9	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		
10	年 月 日	: ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 生活体験 <input type="checkbox"/> 相談、助言 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		

（報告先）
横浜市 鶴見区長

事業者名

鶴見区こども青少年元気支援事業

事故報告書

1 事故（傷病）名			
2 発生年月日			
3 事故にあった者	氏名		男・女 S・H 年 月 日生
	住所	〒	
	電話番号		
	保護者氏名（未成年の場合）		
4 発生状況			
5 処置及び経過			
6 受診した医療機関	名称		
	所在地		
	電話		
7 その他			

No.
身分証明書
氏名 勤務先
上記の者は、横浜市の下記委託業務に従事する者であることを証明する。
1 委託業務 鶴見区こども青少年元気支援事業
2 委託期間 契約日～平成 年 月 日
平成 年 月 日発行 鶴見区長 ○○ ○○ 印
(注)
1 本証明書は、委託業務に従事する場合には、必ず携帯し、関係人の請求があったときには、いつでも呈示しなければならない。
2 本証明書は、他人に貸与又は譲渡することはできません。
3 この証明書の有効期限は、委託期間とし、委託が終了したときには速やかに返還してください。